

研究のビジョン 2023

(案)

I	はじめに	
	～ 県「新条例」を土台に、確かな人権の学びを ～	36
II	具体的な課題	
1	人権啓発（社会教育）	37
	(1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり	38
	(2) 人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に	39
	(3) 人権の視点に立った行政の推進	40
2	人権教育	
	(1) 人権が尊重される環境づくり	41
	① 職員研修の強化・充実	42
	② 子ども支援体制の強化・充実	43
	(2) 人権が尊重される人間関係づくり	
	① 安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり	45
	② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり	46
	(3) 人権が尊重される学習活動づくり	
	① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり	47
	② 生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり	49
3	人権のまちづくり	51
	(1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり	53
	(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり	53
III	おわりに ～ 佐同教第4次改革プランの具体化に向けて ～	54





2023年3月13日、「すべての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（以下、「新条例」という。）」が制定されました。部落差別（同和問題）をはじめとする人権に関する問題が複雑多様化し、特にインターネット上の誹謗中傷や差別を助長する投稿などが本県でも大きな課題となっていることから、1998年（平成10年）に制定された「佐賀県人権の尊重に関する条例」を大幅に改訂する形でこの「新条例」が制定されました。（全条文については、総会資料の巻末資料を参照。）

「新条例」のポイントとしては、「県は、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において人権施策を実施すること」「人権が尊重される社会づくりについて、事業者の責務を明記したこと」「人権侵害行為を禁止し、そのような行為に対する県としての対応を規定したこと」などが挙げられます。佐同教としても、この「新条例」の具現化に向けて、県内の人権ネットワークの構築に寄与すると共に、「新条例」を支える人権教育・啓発の充実にさらに取り組んでいく必要があります。

「新条例」がめざす人権が尊重される社会づくりを推進するためには、すべての県民が人権課題を「自分事」として捉えることが重要です。2022年度に高等学校で発生した差別事象において、教職員や生徒たちが「何のために人権について学ぶのか（人権を学ぶ意義）」ということに対し、明確な答えを持っていないことが明らかになりました。人権について学ぶのは、「差別をされている誰かのため」「差別をすることはいけないことだから」というような曖昧な認識が、「自分は差別しないから関係ない（気にしない）」「差別について学習するから、いつまでも差別がなくなる」という間違った認識を生み出していました。また、「差別をする権利もあるはずだ」という生徒の意見は、日本国憲法をはじめとする「法律」についての認識が決定的に不十分であることをわたしたちに突きつけました。

現代社会において、差別的な言動を行えば、何らかの社会的制裁を受けることとなります。政治家やスポーツ選手、芸能人などの差別的な言動は、毎日のようにニュースで流れています。2022年度には、飲食店における悪ふざけ行為をインターネットに投稿し、民事と刑事の両面から責任を問われることになった事件が社会問題となりました。人権や法律についての知識がなければ、社会のルールとして「していいこと」と「してはいけないこと」の判断もできませんし、何が差別的な言動となるのかを知らないために「差別（人権侵害）をしない」ということすら実現できません。その結果、不利益を受けるのは自分やまわりの人々です。このように捉えると、「人権について学ぶ意義」とは、「自分やそのまわりの人の夢や幸せを守るため」であるということがいえるのではないのでしょうか。さらに、差別は「差別する人」がいるから起こります。自分が人権について学び、「差別しない人」になることは、「差別される人」を生み出さず、「新条例」がめざす「人権が尊重される社会づくり」につながっていくと考えるのです。

このようなことをふまえ、すべての県民が「さまざまな人権課題」や「法律」「ネット・リテラシー」等の知識・認識を身につけることができるような「確かな人権の学び」を提供することができる佐同教をめざしていきます。



Ⅱ 具体的な課題

Ⅰ 人権啓発（社会教育）

■ 人権教育・啓発の土台（国の方針）

1965年、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」という国の同和対策審議会の答申が出され、1969年には「同和対策事業特別措置法」が施行され、部落差別を解消するためのさまざまな行政施策や同和教育の推進が全国的に進められました。時限立法であったこの特別措置法が2002年に期限切れを迎えることに備え、国は2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）」を施行し、それまで積み上げてきた同和対策事業を新たな人権教育・啓発として発展させていくという方針を打ち出しました。そして、この法律に基づき、法務省が「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002年に策定し、これがこの国の今の人権教育・啓発の土台となっています。その後も、差別解消と人権確立をめざすさまざまな法整備が進んできました。2016年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）」といういわゆる「差別解消三法」が施行されています。

■ 人権教育・啓発の土台（県の方針）

本県においても、1969年の特別措置法に基づき、部落差別の解消に向けたさまざまな施策が実施されました。そして、1998年には「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定され、1999年に「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定されました。この県基本方針は、国の「人権教育・啓発推進法」の第5条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に対応して策定されました。これまで2006年と2018年の二度の改訂を経て現在に至っており、これが本県における人権教育・啓発の指針となっています。2023年に制定された「新条例」第2条には、「行政のあらゆる分野において、人権施策を実施する」と定められており、このことを十分に周知していかなければなりません。

■ 市町における人権教育・啓発の充実のために

県内20の市町においては、1995年から2007年の間に、すべての市町で人権の擁護に関する条例が制定されています。（伊万里市では、2020年に「部落差別解消推進法」に対応した条例の改正が行われました。）また、2011年の「戸籍謄本等の不正請求事件（「プライム事件」）」において県内でも被害が発生したことを受けて、戸籍の不正取得を防ぐ「本人通知制度」が現在すべての市町で整備されています。このような市町の取組は、全国的にも誇りうるものです。しかしながら、独自の「人権教育・啓発基本方針」を策定している市町は半数にも満たず、これが「市町間の取組の格差」＝「地域住民の人権の学びの格差」となっています。今後、すべての市町での基本方針策定をめざすとともに、これまで以上に市町間の情報共有と連携を促進し、人権の学びの格差の解消と人権啓発（社会教育）のさらなる充実を実現していきましょう。





(1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり

■ 人権の学びを届けることは、行政の責務

情報社会となり、インターネット上にはあらゆる情報があふれています。その情報は決して正しいもの、正確な情報であるとは言えず、フェイクニュースや誹謗・中傷、差別的な情報も数多く含まれています。正しく学ぶ機会がなければ、間違った情報に流され、いつ被害者や加害者になってもおかしくない状況にあります。正しい情報を伝え、確かな人権の学びを保障していくことは、県民の安心・安全を守る行政としての大きな責務です。

■ 県民に届けるべき人権の学びとは

また、県民に届けるべき情報や人権に関する学びは、多岐にわたっています。「佐賀県人権教育・啓発基本方針」には、以下のような17の人権課題が提示されています。

- | | | | | |
|-------------------|----------------|------------------|-------------|-------|
| 1：同和問題 | 2：女性 | 3：子ども | 4：高齢者 | 5：障害者 |
| 6：外国人 | 7：患者等 | 8：犯罪被害者等 | 9：性的指向・性自認等 | |
| 10：インターネットによる人権侵害 | | 11：刑を終えて出所した人 | | |
| 12：ホームレス等生活困窮者 | | 13：北朝鮮当局による拉致問題等 | | |
| 14：人身取引 | 15：災害に起因する人権問題 | 16：個人情報の保護 | | |
| 17：その他の人権課題 | | | | |

これらの人権課題について、正しい情報や学びを届ける責務があるのです。

多岐にわたる人権に関する情報や学びを県民に届けるためには、よりわかりやすく自分にとって大切な情報と感じてもらえるような資料や教材づくりが不可欠です。また、より確かな情報を届けるためには、実際に人権課題の解決に取り組まれている方や関係機関・団体との連携も不可欠です。さらに、ここ数年の新型コロナウイルス感染症予防のための研修のオンライン化の工夫も、継続・発展させていくことが重要です。

2023年度は、2021年にスタートした性の多様性を尊重する「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」や、2023年に制定された「新条例」について県民に周知徹底を図っていくことが必要です。

■ 充実した人権の学びを届けるためのシステムづくりを

このような資料づくり・教材づくり・研修プランづくりを、それぞれの市町が独自で行うことは、人的・物理的にも難しく、内容の充実を図る上でも非効率です。そこで、2022年度から取り組んでいる佐同教社会教育部、県対策課、人権啓発センターさが、県人権・同和教育室等との連携を強化し、「社会教育・啓発カリキュラム（仮）」の策定など、資料・教材・研修プランの開発と共有ができるようなシステムづくりをめざしていきたいと考えます。



(2) 人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に

■ 新たな人権の学びの様式を広げる

人権啓発(社会教育)の課題として、常に挙げられてきているのが、「研修参加者の固定化」です。県基本方針がめざす「人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に届ける」ということが、今なお実現できていません。しかしながら、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症予防の工夫として、YouTubeなどインターネットを活用した情報発信、オンラインで県外の講師とをつないだ講演会の実施、地域のケーブルテレビと連携した情報発信、自主制作DVDを活用した情報発信など、各市町で新たな方法が次々と模索されてきています。これまで取り組まれてきた広報誌の活用、街頭啓発、チラシの配布、パネル展示等と組み合わせることで、人権の学びが届く対象を飛躍的に広げる可能性を秘めていると思われます。

このような取組を広げていくためには、取組の内容を共有するだけでなく、発信ノウハウや機材の共有などにも必要になっていくと考えられます。本会においても、2020年度よりオンライン配信機材やソフトウェアの購入、配信技術・ルールの習得などに取り組んできています。前項(1)の「人権の学びづくりの連携システム」と同様に、佐同教の発信手法や機材等を活用・共有するシステムの実現にも継続して挑戦していきたいと考えています。

■ 地域の人々の連携・参画を強化する

また、人権の学びを広く届ける手法として、住民・企業・市民団体・関係機関が参画する実行委員会形式の人権イベントの開催が有効であることは、これまでの市町の取組から明らかになっています。また、人権イベントに人権をテーマとした映画の鑑賞会やトークイベントを組み合わせることで、幅広い世代への人権の学びを実現する取組も県内で行われています。

さらに、人権問題の解決に取り組んでいる人・団体はもちろんのこと、新型コロナ差別の防止や災害被害者支援に新たに取り組んでいる市民団体や「子ども食堂」などの生活支援に取り組んでいる市民団体、子どもや住民の居場所づくりに取り組んでいる市民団体等との連携も考えられます。また、インターネット上の差別扇動を抑止したり、県民のネット・リテラシーを高めたりするには、法務局や労働局、人権啓発センターさがやNPO法人、県警、弁護士等との連携も今後不可欠です。

地域のさまざまな人権資源を積極的に活用し、人権の学びを広く届けていきましょう。



(3) 人権の視点に立った行政の推進

■ 行政窓口が人権侵害に加担することに

2011年に発生した「戸籍謄本等の不正請求事件（「プライム事件」）」では、司法書士が偽造した「職務上請求書」を行政窓口へ提出し、3年間で1万件を超える戸籍や住民票を全国の自治体から不正取得しました。県内でも、この偽造を見抜くことができず、被害者を出してしまいました。また、同和地区や住民の国籍に関する問い合わせ事案に対し、行政窓口で不適切な対応がなされた事例も過去に発生しています。

■ 行政職員の人権認識が住民の安心・安全を守る

その一方で、インターネットの差別的な書きこみや情報発信をモニタリングしている市町や全職員による人権研修を実施している市町からは、問題事案に対し迅速に県対策課・人権啓発センターさがに通報が行われています。このような取組によって、その後法務局への申し入れなど、被害の拡大を防ぐための具体的な対応が行われました。このことから明らかになったことは、行政職員の人権認識の高まりがあつてこそ、住民の安心・安全が守られるということでした。

■ すべての市町での人権研修を実現するために

しかしながら、県内各市町の状況を見たとき、人権に関する庁内研修を実施したいが難しいという声が多く各市町から届いています。すべての市町で、住民の安心・安全を重点課題としている中で、この状況は憂慮すべきものだと思います。この問題は、行政職員が単独で改善できるものではなく、市政・町政の大きな課題です。県基本方針の「第4章 推進体制等（2）国、市町、関係団体等の連携」には、「本県では、人権に関わる情報を市町と共有し施策の連携を強化するとともに、市町が取り組む人権施策について必要な助言等に努めます。」と示されており、佐同教社会教育部や県対策課、県人権・同和教育室および関係機関・団体とも協議しながら、「新条例」もふまえ、すべての市町での人権に関する庁内研修の実現に向けて検討していく必要があります。

■ できないことを嘆かずに、できることを形に

新型コロナウイルス感染症が収まらない中でも、庁内のイントラネット環境を活かし、オンラインでの庁内研修を実施したり、研修動画を配信しそれぞれが都合のいい時間に研修を受講したりするというような新たな取組もすすめられてきています。その他にも、庁内で「人権だより」を配布したり、庁内のメールや電子掲示板を活用した「じんけん通信」を発信したりした市町もありました。このような市町の取組は、できないことを嘆くのではなく、できることを見つけて形にしていくことの大切さを教えてくれています。2022年度から、佐同教社会教育部の強化をめざすプロジェクトチームを立ち上げました。さまざまな取組を積極的に共有・活用し、「新条例」の具現化と、県基本方針が掲げる「人権の視点に立った行政の推進」を実現していきましょう。



Ⅱ 具体的な課題 2 人権教育

■ 「同和教育」とは

1965年に「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」という国の同和対策審議会答申が出され、1969年の「同和対策事業特別措置法」の施行によって、部落差別の解消をめざしたさまざまな施策が進められました。教育現場では、被差別部落の子どもたちが差別によって学校に来たくても来られない状況があることに気づいた教師たちによって、家庭や地域に入り込み、差別に立ち向かう力を子どもたちに育てるための教育が生み出されていました。この教育が、同和対策事業特別措置法の施行をきっかけに「同和教育」として、全国に広がっていきました。「人権教育」という概念がこの国になかった時代、この「同和教育」がわが国における人権教育の土台となっていたのです。

1953年には「全国同和教育研究協議会（全同教）」が設立され、①学力保障、進路保障 ②反差別の集団づくり（自主活動）、③部落問題学習を柱に、同和教育の実践・研究が全国に広がっていきました。本県でも、1969年に県教育委員会より「佐賀県同和教育の基本方針」が策定され、同和教育推進教員を学校現場に配置して、同和教育の研究・実践がすすめられました。1970年には、県内公立学校の全教職員を会員とする「佐賀県同和教育研究会（県同教）」が、1974年には県内全市町の社会教育担当部署を組織した「佐賀県社会同和教育研究会（社同研）」が県教育委員会の主導で結成されました。これが、現在の佐同教の前身になっています。

■ 「人権教育」がめざすもの

この同和教育の取組は、2002年に特別措置法が期限終了を迎えるにあたって、大きく転換していきました。国は2000年に「人権教育・啓発推進法」を施行し、それまで積み上げてきた同和教育を新たな人権教育・啓発として発展させていくという方針を打ち出しました。これに対応し、法務省は2002年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、文部科学省は2008年までに「人権教育の指導方法の在り方について」という学校における人権教育の指針をとりまとめました。本県においても、「佐賀県同和教育の基本方針」を、現在の「佐賀県人権・同和教育の基本方針」として引き継ぐとともに、1998年の「佐賀県人権の尊重に関する条例」の制定、1999年の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の策定によって、国の方針への対応を図りました。このことを受けて、県同教および社同研も2004年に「佐賀県人権・同和教育研究協議会（佐同教）」に再編し、実践研究の柱も文科省の方針に対応して、①人権が尊重される環境づくり、②人権が尊重される人間関係づくり、③人権が尊重される学習活動づくりへと発展的に再編しました。「同和教育」から「人権・同和教育」「人権教育」へと名称が変わっても、めざすものは同じです。すべての子どもたちに、「どのような立場や環境にあっても、自信や誇りをもつことができるようにすること」「あらゆる差別をはね返し、自分の夢や幸せを実現する力を育むこと」をめざしています。社会の情報化が進む中、人権教育は子どもたちが自己実現を図るために不可欠な学びであることをふまえ、本県における人権教育を推進していきましょう。





(1) 人権が尊重される環境づくり

① 職員研修の強化・充実

■ 事象の課題のさらなる共有を

2021年度に引き続き2022年度も、「中学校における賤称語の不適切使用事案」は報告されませんでした。このことは、2021年度の佐同教総会・研修会で提案したことが一定各学校で共有された成果であると捉えています。しかしながら、この事案の課題整理と課題解決のための佐同教からの提案が、まだすべての教職員にまで行き届いてはいないとも捉えています。2022年度には「I はじめに」でふれた高等学校での差別事象も発生しており、その課題はこれまでの差別事象の課題とも重なっています。佐同教では、2023年度も継続して県人権・同和教育室と連携し、事象発生校への支援に取り組んでいきます。

■ すべての学校でチェック体制の確立を

本会では、これまでも総会並びに研修会や人権・同和教育担当者研修会、小6社会科担当・中学校社会科担当者研修会の中で、これまで発生した事象の課題とその後の取組について発信を続けてきました。しかしながら、その発信は学校現場のすべての教職員には届いておらず、全ての学校での授業改善にまでは至っていません。賤称語を不適切に発言した生徒は、発言した際の意識を「先生が使ってはいけないと言った言葉を使えば、盛り上がるだろう」「友人をバカにしたり、攻撃したりするために使った」と答えています。これは、「今でも傷つく人がいるから、使わないようにしましょう」という教え込みの限界と、被差別部落の方からの「先生方は、差別の仕方を教えているのではないですか」という指摘を、すべての教職員が改めて自覚しなければならない状況であると考えています。また、事象発生校の他の生徒の認識も、「差別された人はかわいそう」「差別はなくならないと思う」「差別せずに受け入れるべき」「差別は怖い」「賤称語を教えるべきではない」というものでした。このように生徒たちに不十分な認識しか育てきれていない教育の現状を全教職員で共有し、すべての学校で授業内容に関するチェック体制を構築しなければならないと考えます。(※課題を克服するための授業づくりの方向性については、(2) ①に示します。)

■ すべての教職員に人権に関する研修の保障を

また、2021年1月に発生した「県下一斉模擬試験での不適切な出題事案」では、学校のチェック体制の不十分さとともに、教職員の人権認識の不十分さが課題として浮き彫りになりました。2022年度には、性の多様性に関して教職員の認識が不十分だったために発生した高等学校の文化祭での事案がニュースでも報じられました。学校現場の多忙化の中で、特に高等学校での人権に関する教職員研修が不足している現状が明らかになりました。このことは、2019年1月に発生した「佐賀メルカリ事件」にも共通する課題です。多忙化とともに教職員の世代交代が進む中、県内すべての教職員の人権認識をどう高めていくかは、本会の大きな課題でもあります。現在、児童生徒向けに開発している「部落史・部落問題

学習カリキュラム」「ネット・リテラシーカリキュラム」「人権学習カリキュラム」を現場に提供していくとともに、2022 年度に県人権・同和教育室・県教育センターと連携して作成した研修動画の活用を促進していきたいと考えています。

■ 人権保育の充実に向けて

新型コロナウイルスの影響を受け、佐賀県人権保育研究集会を 2021 年度よりオンライン開催としました。オンライン研修にしたことで、これまで参加できなかった認可外保育所の職員の参加が広がりました。このことを受けて、より多くの保育・教育に携わる方々に人権保育の学びを届けるために、2023 年度も継続してオンライン開催とし、人権保育に関する最新の理論と実践について発信していきます。

県内の人権保育の推進にあたっては、本県での同和保育（解放保育）の歴史と成果を共有していくと共に、県内の保育所・幼稚園・こども園等との連携、幼児教育を担う人材を育成する県内の短期大学等との連携をさらに強化していきたいと考えています。

② 子ども支援体制の強化・充実

■ 不登校の児童生徒の現状

2022 年 10 月に県教育委員会より公表された「令和 3 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、県内の不登校の児童生徒数はすべての校種で過去最多を更新しています。（令和 3 年度 小学校：549 人、中学校：1, 091 人、高等学校 404 人）。また、高等学校の中途退学者も 308 人と増加傾向にあります。児童生徒の支援ニーズは多様化しており、学校における支援体制づくりは、年々ますます重要になってきています。

■ 「学校・教師の願い」から「子ども・保護者の願い」にもとづく支援を

本会では、「子どもをチームで支援するためのケース会議の在り方（進め方）」についての教職員研修資料を作成し、ホームページ上で提供しています。この資料の中では、不登校の児童生徒に「学校に来させること」「教室に入ること」を支援の目的とするのではなく、「児童生徒が前向きに行動できるエネルギーを高めること」を支援目的とすることを提起してきました。これは、不登校の児童生徒は、さまざまな原因で前向きに行動するエネルギーがうばわれている結果として不登校の状態に陥っていると捉えているためです。児童生徒のエネルギーを下げている問題を改善したり、児童生徒のエネルギーを高めるための活動とともに考え実行したりする中で、状況が改善していった事例が、これまでの研究大会第 2 分科会「人権が尊重される環境づくり」でも報告されてきました。また、特別支援を必要とする児童生徒に対しても、「困った子ども」ではなく「困っている子ども」と捉え、具体的にどう行動していけばいいのかをスモールステップで児童生徒ともに考えて取り組み、その努力を賞賛していくことで児童生徒の自己肯定感が高まったり、まわりの児童生徒の意識が変わったりしていった事例も報告されてきました。「学校・教師の願いをもとに

支援する」から「子ども・保護者の願いをもとに支援する」という認識を土台に、支援の核となるケース会議を充実させていく取組について、今後も実践・研究を重ねていきたいと考えます。と同時に、必要な生徒に必要な支援を届けるために、県内のさまざまな支援機関・支援団体との連携についても強化していく必要があります。

■ 生徒に、お金で進学をあきらめさせないために

進路保障の課題に関しては、新型コロナウイルスの影響や世界的な金融不安の中で、児童生徒や保護者の経済的な状況は今後も厳しさを増していくと思われまます。さらに、厳しい状況の家庭ほど、さまざまな支援情報や支援施策が届きにくいという現実もあります。2020年4月には、国の「高等教育の就学支援新制度」がスタートしました。要件を満たせば、大学や専門学校への進学に関して、①授業料等減免、②給付型奨学金という2つの支援を受けることができます。佐同教環境づくり研究委員会では、毎年最新版の奨学金・就学支援パンフレットを作成し、本会ホームページで公開しています。このパンフレットを作成する中で、各市町奨学金の募集要項の内容について学校現場より問題提起がありました。このパンフレットの活用の充実を図ると共に、奨学金については佐同教社会教育部において検討を重ねていきたいと考えています。

■ 公正な入学支援や採用選考を実現するために

公正な入学試験や採用選考を実現するにあたっての課題は、入学支援に関わる提出書類や面接時の不適切質問の防止、就職時の違反質問や不適切質問の防止です。2022年度には、大学・短大・専門学校等への進学時の不適切質問・書類・検査の発生が、県内で15件（前年度13件）、県外で31件（前年度25件）発生し、前年度より、学費・アルバイト・愛読書・尊敬する人に関する項目で増加しています。就職時の違反質問・不適切質問については、県内で22件（前年度38件）、県外で13件（前年度8件）で、県内では減少し、県外では増加しました。若干減少はしたものの依然として家族関係についての質問が12件、県外でも8件となっています。その他、詳しい住所・思想信条に関する質問も残念ながら減少していません。

違反質問や不適切質問に対し、「その質問には学校の指導によりお答えできません」と回答した生徒も増えてきていますし、生徒の受験報告書の内容に関する学校での「校内関係者会議の実施」と「事業所への事実確認」の取組も増加してきています。このような学校での取組を強化しながら、五者協議会（佐賀労働局、佐賀県産業労働部、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校教育研究会進路指導部会、佐同教）において、改善に向けた取組を協議・推進していきたいと考えます。また、中学受験時の面接や中学校での面接練習についても研修を呼びかけ、不適切な事例がないように働きかけていきます。

■ 人権総合学習事業の充実・発展を

市町の社会教育担当部署と連携し、地域で差別をなくす核となる児童生徒を育てるための「人権総合学習事業（以下、学習会）」に取り組んでいる小・中学校があります。近年、

この学習会に参加する児童生徒の数は減少傾向でしたが、学校で公募するなど新たな取組も模索されてきており、参加する児童生徒が増加した学習会もありました。このように小・中学校において、学習会の活動を充実させ、確かな人権認識をもった児童生徒たちが互いにつながり合いながら高校や社会の中で活躍できるようにすることをめざして、2023年度も県内の交流会を開催していきたいと考えています。

人権総合学習の充実・発展に向けては、社会教育部署が主幹であることから、本事業の意義やこれからの展望・方策について、今後も引き続き協議を進めていく必要があります。



(2) 人権が尊重される人間関係づくり

① 安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり

■ 同和教育が積み上げてきた人間関係（仲間）づくりの実践

半世紀にわたる同和教育の中で、この人間関係（仲間）づくりの取組は、「反差別の集団づくり」「自主活動」として全国的に実践研究が積み上げられてきました。本会では、これらの実践の成果と教訓を整理するために、『子どもとつながる』『子どもがつながる』人間関係づくり」という職員研修資料をまとめ、ホームページで公開してきました。児童生徒が自分の思いや暮らしをみつめ、それを語り伝え合うことを通して、問題を共有し自分たちの力でその問題を乗り越える「仲間」としてつながる実践の道筋を、研修資料では「見つめる」「語り合う（伝え合う）」「つながる」という3つのキーワードで整理しました。この人間関係（仲間）づくりの取組は、目の前の児童生徒の思いや願い・暮らしをつかみ、それを児童生徒をつなぐ糸として教育活動に活かしていこうとする教職員の地道な取組なしには実現しません。同和教育の中で積み上げられてきた人間関係（仲間）づくりの実践への道筋は、現在推進しようとしている人権教育においてもその普遍的価値は変わりません。むしろ、不登校やいじめを克服し、主体的・対話的学びや主権者教育をめざす今の教育にとって、更に重要なものになってきているのではないかと感じます。

■ 体験的参加型学習の活用

2000年代からは、これらの実践をさらに強化する手法として、「Q-U」や「体験的参加型学習（構成的グループエンカウンター〔SGE〕、グループワークトレーニング〔GWT〕、ソーシャルスキルトレーニング〔SST〕）」などが、開発・実践されてきています。これらの手法を、今の新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら児童生徒の人間関係づくりに活用していくために、活動方法等に工夫・改善を加えていく必要があります。

■ 「多様性をあたりまえのもの」と捉える価値観の共有

児童生徒の中に、安心感・信頼感を育むためには、上記のような取組に加え、「多様性をあたりまえのもの」として捉えられるような認識づくりが今後重要になっていくと考えます。「障がい」のある児童生徒、自分の性に違和感をもっている児童生徒、外国にルーツを

もつ児童生徒などは、周囲や地域社会の中にそれを「あたりまえ」のものとして受け止める価値観がなければ、自分自身の中に問題があると思込み、自分らしさを隠して生きていかざるをえなくなります。このような児童生徒が、自分に自信を持ち、安心感と信頼感の中で生活できるようにするためには、「多様性をあたりまえのもの」と捉える価値観を共有していくための教育活動が不可欠です。2022年8月にスタートした「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」についても、積極的に発信していきましょう。また、本会で2020年度より開発している「人権学習カリキュラム」(小学校6教材は、佐同教ホームページで提供中)でも、このような価値観を育むことをめざしています。これらの教材を授業や集会活動において積極的に活用していきましょう。

■ 同和教育の成果の共有と新たな手法・活動の内容づくりを

上記のような課題を踏まえ、研究大会第3分科会での実践交流や佐同教人間関係づくり研究委員会等で、同和教育が積み上げてきた成果の共有や、新たな体験的参加型学習の手法、多様性を共有する教育活動の開発などに関する研究と発信をすすめていきたいと考えます。

② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり

■ 児童生徒にいじめを乗り越え、防止する力を育むために

いじめは、学校における最大の人権侵害であるといえます。現在もいじめを原因とする児童生徒の自死事件が絶えず報道されています。いじめの克服抜きに、人権が守られる学校づくりはありえません。本会では、2013年に国から公布された「いじめ防止対策推進法」をうけ、「学校いじめ防止対策基本方針(佐同教試案)」という教職員研修資料を作成し、ホームページ上で公開してきました。この試案の中で、いじめの防止に向けては教職員の基本的な認識が最も重要であることに加え、児童生徒の人間関係づくりに関わる問題もあることから、おとなだけで解決するのではなく、「いじめはなぜ起こるのか」「いじめの集団構造をくずすためには、どうすればいいのか」を考え、児童生徒自身にいじめを乗り越えたり、予防したりする力を高めていくことを提起しています。2022年度には、この内容を小学校6年生向けに教材化した「いじめのなくし方」という指導資料を開発し、佐同教ホームページに掲載しています。いじめを防止する学校の教育力を高めるために、このような研修資料や教材を積極的に活用し、教職員の認識や対応力を高め、それを児童生徒の集団づくりにつなげていく必要があります。

■ 「ネット・リテラシー教育」と「主権者教育」「法教育」の充実を

また、現在のいじめについては、SNS等のインターネットとの関連も大きな問題となっています。つまり、児童生徒に確かなネット・リテラシーを育むことが、いじめ防止のために必要不可欠になっているということです。本会では、2021年度に児童生徒に「情報を主体的に判断できる力」と「責任を持って情報を発信する力」を育てるための、小・中・高

12年間を見通した「ネット・リテラシーカリキュラム」の教材開発を、県人権・同和教育室並びに「ITサポートさが」と連携して行いました。この教材集は、県人権・同和教育室より、2022年5月に、すべての学校にデジタル教材として配布されています。ネット・リテラシーについては、小学校の道徳科の教科書にも現在取り入れられていることから、配布されている教材を積極的に活用していきましょう。

さらに、2016年6月には文部科学省の「主権者教育の推進に関する検討チーム」より、「～主権者として求められる力を育むために～」という最終まとめが報告されました。この中で、「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む」ことが主権者教育の目的として示されています。高等学校では、新指導要領のもと、新たに「公共」や「情報」という教科が重視されていますし、文部科学省からも「ビジネスと人権」というという視点が新たに求められています。

また、2022年4月に文部科学省の「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」より出された「人権教育を取り巻く諸情勢について」という報告書（改訂版）において、人権教育の中に「悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知（徹底）を（報告書21ページより抜粋）」と示されています。つまり、人権教育の中に「法教育」を取り入れていくことが必要であると提言されているのです。「法教育」を取り入れることで、子どもたちの中に「集団のルール」についての理解を深め、自分たちでルールをつくっていく自治的素地を育成することにつながる可能性を秘めています。

このようなことから、「ネット・リテラシー教育」や「主権者教育」「法教育」をふまえた児童生徒の自治的集団づくりの実践に積極的に取り組んでいきましょう。



(3) 人権が尊重される学習活動づくり

① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり

■ 中学校における賤称語の不適切使用事象の課題とは

2(1)①の項で、2020年度に発生した3件の賤称語の不適切使用事象において、発言した生徒の認識や、それまで行われた授業を通してまわりの生徒がもっていた認識についてふれました。再度、以下に掲載します。

【発言した生徒の意識・認識】

- ◆「先生が使ってはいけないと言った言葉を使えば、盛り上がるだろう。」
- ◆「友人をバカにしたり、攻撃したりするために使った。」

【まわりの生徒の意識・認識】

- ◆「差別された人はかわいそう」
- ◆「差別はなくならないと思う」
- ◆「差別せずに受け入れるべき」
- ◆「差別は怖い」
- ◆「賤称語を教えるべきではない」

なぜ、生徒たちはこのような認識をもつに至ったのでしょうか。学校で行われた授業の内容にどのような課題があるのでしょうか。事象発生校とともに協議し、整理してきた課題は次のようなものでした。

■ 「禁句指導」の限界と改善策

これまで事象が発生したすべての学校で、「この言葉（賤称語）で今も傷つく人がいるので、この言葉は使わないようにしましょう。」という指導が行われていました。このような指導を「禁句指導」と捉えています。この禁句指導によって、「使わない」「使いたくない」と素直に受け止める生徒が大多数です。しかし、その一方で「先生が使ってはいけなと言ったから、先生を困らせるために使おう。その場が盛り上がるかもしれない。」「この言葉を使えば、相手をバカにしたり、攻撃したりできる。」「上下関係や力関係で、弱い立場の人を象徴する言葉」と捉えた生徒がいたことも事実です。この課題の改善策として、本会が事象発生校に提示したのは、現代において賤称語を使った差別事件を起こし逮捕された人の事例を紹介し、「なぜ、使ったら最悪逮捕されてしまうような言葉を学ぶのだろう。知らなければ使わないのに、なぜあえて学ぶのだろう。」と生徒に問いかける授業です。生徒たちは、「言葉の意味を知らずに安易に使って人を傷つけないために学ぶ」「自分が犯罪者や差別者になってしまわないために学ぶ」など、多様な考えを出し合い共有することができました。「使ってはいけなから使わない」という受け身の学びではなく、「使ったら、自分自身やまわりの人を傷つけることになるから使わない」という生徒の主体的な学びにつながったのではないかと考えています。

■ 「人権」や「差別」についての教職員の認識の課題

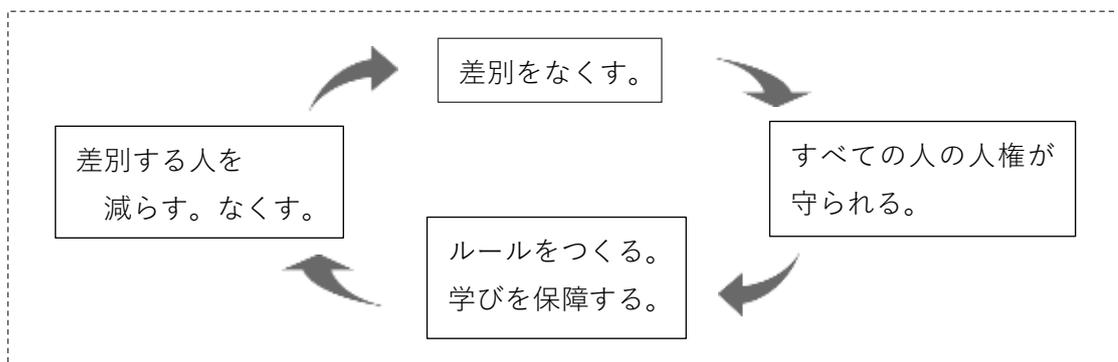
これまで、多くの学校では「差別やいじめはこんなにひどいものである。だから、しないようにしましょう。」「差別は今も残っている。これは、不条理なことでなくしていかねばならない。」ということを見学生徒に訴えかける形で人権に関する授業を行ってきました。これが間違いであったとはいえませんが、その一方で「差別された人はかわいそう（だけど、自分は差別しないので関係ない。）」「そのような差別は怖いから、関わらないようにしましょう。」「これまでも差別はなくならなかったのだから、これからはなくならないと思う。」「差別の仕方を教えているのと同じだから、教えない方がまだいい。」というような認識を見学生徒にもたせてしまっている現実も明らかになっています。差別される人には同情するが、「どうすれば差別はなくせるのか」という展望をまったくもつことができていません。

■ 教職員の「人権」や「差別」についての認識を高める

このような授業の背景には、授業を行う教職員自身の認識が大きく関わっています。「人権」とは自然に与えられたものではなく、差別による多くの犠牲とそれに対するたたかいの上に勝ち取られてきたものであることが理解されているのでしょうか。今、わたしたちに保障されているさまざまな人権（権利）は、差別とたたかってきた人々の努力によって一つ一つ勝ち取られてきたものであることを理解し、そのような人々の努力や生き様・成果

を授業内容に反映させることができれば、児童生徒たちは「差別された人＝同情すべき人」ではなく、「わたしたちの人権を勝ち取ってくれた人々」に変わるのではないかと考えています。さらに、そのようにして勝ち取られてきた権利は、これから自分たちで守っていかなければならないのだ、という公民的資質にもつながっていくのではないのでしょうか。

また、現代社会（世界）は、1948年に国際連合で採択された「世界人権宣言」に基づき、差別を解消し、人権が確立された社会づくりをめざしてきました。「差別は、する人がいるから起こる」「差別は、する人もされる人も誰も幸せにしない」「差別をなくそうとすれば、みんなの幸せにつながる」という差別の本質を踏まえ、現代社会（世界）は、以下のようなサイクルで差別解消と人権確立をめざしています。



このような社会や世界の動きを理解すれば、「差別はなくすことができる」という展望や、自分自身がこのような社会の一員であることへの自覚を児童生徒に育てることができるのではないのでしょうか。

■ 全教職員で事象の課題を考え、授業改善に取り組みましょう

「I はじめに」の中で、2022年度に高等学校で発生した差別事象の概要と課題についてふれています。その課題は、上記の中学校現場での賤称語の不適切発言事象の課題とも重なっており、「人権について学ぶ意義」をまず教職員の中で共有し、そのことを子どもたちが人権学習の中でつかみとっていくような授業づくりが求められています。佐同教では、2022年度の総会研修会において「中学校現場での賤称語の不適切使用事象はなぜ起こるのか」という資料を配付しています。また、課題解決に向けた授業プランを佐同教ホームページ上に掲載しています。県内で発生した差別事象の課題をふまえた授業改善を、全校種・全学校で推進していきましょう。

② 生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり

■ 「キャリア教育」と人権教育とのかかわり

前のページでふれたように、これからの人権の学習においては、差別とたたかい人権を勝ち取ってきた人々の生き様や成果に学ぶことが重要になってきています。このような学びは、人権学習だけでなく、「キャリア教育」の充実にもつながるものと考えていま

す。

2011年1月に中央教育審議会より「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」という答申が出されて、10年が経過しました。ここでは、キャリア教育について以下のように示されています。

【「キャリア教育」の内容と課題】

- 人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものである。
- このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが「キャリア」の意味するところである。

中央教育審議会答申 17 ページより抜粋

人権教育の中で、差別とたたかい人権を勝ち取ってきた人々の生き様や成果を学ぶことは、差別解消に向けた展望をつかむだけでなく、社会の中の問題を解決し多くの人の幸せにつながる新たな価値を生み出したり、「自分らしい生き方」を実現したりしていく上での「生き方のモデル」ともなり得る可能性を秘めています。価値観が多様化し、AI（人工知能）が発達してきた現代において、児童生徒がより「自分らしい生き方」を見つけ出すためにも重要な教育内容になるのではないのでしょうか。

本会では、2020年度より小・中・高を通じた「人権学習カリキュラム」の教材開発に取り組んでおり、教材開発にあたっては「キャリア教育」や「主権者教育」もふまえながら「人の生き方に学ぶ」学習づくりをめざしています（中学校教材、高等学校教材については、現在作成中。）このような教材を積極的に活用し、児童生徒の生き方につながる人権学習を創りあげていきましょう。また、県教育委員会で作成・配布されている佐賀県版人権教材 DVD「ジンちゃん ケンちゃんと一緒に学ぼう！」の活用にあたっては、事前に賤称語発言事象の課題を共有し、活用に向けての職員研修を必ず実施して、教材の中に登場されている県内の方々の生き様を輝かせることができるような活用をめざしていきましょう。

■ 人権の学びを児童生徒の行動力・発信力につなげる

人権学習の中で学んだことや人の生き方との出会いを児童生徒の行動力や発信力につなげていくことも重要です。県内の学校においても、人権学習での学びをもとに児童生徒が「人権劇」として校内や地域に発信していく取組が少しずつ広がってきています。「人権劇」に取り組んだ児童生徒たちは、その取組が賞賛されることを通して、自己有用感を味わったり、また自分たちにできることを行動・発信したいという意欲を高めたりした姿が報告されています。本会では、小・中学校で取り組まれた「人権劇」のシナリオの提供を受け、ホームページで公開しています。このような資料を活用しながら、人権の学びを児童生徒の行動力・発信力につなげていきましょう。



II 具体的な課題

3 人権のまちづくり

■ 県政・まちづくりのテーマと人権

佐賀県知事が掲げる県政のテーマは、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」です。県内 20 の市町でも「安心・安全」「生きがい・住むよろこび」「誇りうるふるさと」などが、まちづくりのメインテーマとして掲げられています。これらの県政・まちづくりのテーマを実現するためには、あらゆる差別の解消と人権が確立された地域づくりが不可欠です。このようなことから、佐賀県として、「I はじめに」でふれた「新条例」が制定されました。「新条例」では本県の課題であった「県民の人権意識の向上」と「差別行為の抑止」にも踏み込んだ内容になっています。

■ 県民の人権意識の課題

2020 年、新型コロナウイルス感染症の広がり、県内でも感染者への誹謗・中傷や家族や医療従事者への排除などの行為が発生しました。感染者に対するこのような行為は、半世紀以上にハンセン病問題や公害問題でも発生しており、わたしたちの中の差別意識が十分に克服されていないことが明らかになりました。この予兆は以前からあり、10 年ごとに実施されている「人権に関する県民意識調査（前回調査：2013 年）」では、前回調査と比較して以下のような結果でした。

◆社会的風習（六曜）について

「当然だと思う」（37.6%：2.5%増加） 「まちがっている」（16.3%：2.9%減少）

「わからない」（14.8%：4.1%増加）

◆人権問題への関心について

「関心がある」（62.6%：0.7%減少） 「関心がない」（29.2%：2.3%増加）

今回の新型コロナウイルスに関連した差別事案の背景には、県民の人権問題への関心が薄れ、確かな人権認識や主体的な判断力が薄れてきていることが一因となっていることが考えられます。2026 年には、「丙午（ひのえうま）」がめぐってきます。前回、1966 年の「丙午」の際には、迷信であるという発信が全国的になされたにもかかわらず、出生率が大幅に低下しました。このままの状況では、再び同様の事態を繰り返す可能性があります。次回の 2023 年実施予定の県民意識調査の結果は非常に重要です。

■ 差別行為の抑止の課題

2020 年 12 月から 2021 年 1 月にかけて、県外の人物が本県を訪れ、地域の動画を無断で撮影するとともに差別的な解説を加えて、インターネット上で公開するという事件が発生しました。この人物は、以前より差別的な情報をインターネット上で拡散しており、現在この人物に対する裁判も進められています。2019 年に本県で発生した「佐賀メルカリ事件」を引き起こすきっかけとなったサイトをつくっていたのもこの人物です。このような差別行為は現在も放置されている状況であり、国の法整備の不十分さが浮き彫りになっています。本県においても、県・佐同教・市町が連携して削除要請を行ったほか、全国的なインターネット署名などの動きによって、2022 年 11 月に Google 者による YouTube 上の差別動画の多くが削除されました。しかしながら、未

だすべての差別動画の削除は実現できておらず、同様の行為を模倣する人物がこれからも出てくるのが危惧されています。「新条例」では、差別行為を禁止し、相談や救済体制についても、踏み込んだ規定が整備されました。県民の安心・安全を守るために、「新条例」を周知すると共に、その具現化に取り組んでいく必要があります。

- 県民、企業、CSO 等との連携・協働による人権のまちづくりを「新条例」の第2条には、次のように示されています。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

ここには、「新条例」の具現化のために、関係機関等の連携協力が不可欠であることが示されており、加えて第5条には、新たに「事業者」責務が規定されました。このような連携については、「佐賀県人権教育・啓発基本方針〔第二次改訂〕」には、以下のように示されていました。

【県民、企業、CSO 等との連携】

人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人、市民活動・ボランティア団体等のCSO*が行う人権に関わる広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権の各個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、今後さらに県が行う人権啓発事業において、県民や企業、CSO*等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進し、県民参加型の効果的な啓発活動を行います。また、これらの自主的・主体的な取組を促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供など、その支援に努めます。

*CSO 「Civil Society Organizations」（市民社会組織）の略。佐賀県では、NPO法人 市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず自治会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体を含めて「CSO」と呼称している。

県内には、人権に関わるさまざまな機関・団体があり、さまざまな活動が行われています。これから「新条例」がめざす関係機関等との連携を実現していくためには、人権啓発センターさがを中心に、佐同教が連携して、県内のさまざまな機関・団体・事業所等との人権ネットワークを構築していくことが必要です。このようなネットワークは、差別の防止のみならず子どもや家庭への支援充実にもつながります。



(1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり

■ 人権に関する法律や制度の発信・活用

本会では、2011年に大幅な研究体制の改革を行い、国の「人権教育・啓発推進法」や文科省「とりまとめ」、県「人権教育・啓発基本方針」に対応してきました。また、2016年には「部落差別解消推進法」などいわゆる「差別解消三法」が成立・施行されたことを受け、この法律の周知徹底にも取り組んできました。加えて、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」「佐賀県パートナーシップ宣誓制度（2021年8月施行）」など差別防止や多様性の尊重、生活や進学支援に関するさまざまな制度が打ち出されてきています。2023年度からは、県「新条例」の周知徹底を重点に置き、さまざまな人権に関する法律や制度を積極的に県内で発信・活用していく取組をすすめていきます。

■ 人権に関する情報収集と人権ネットワークづくり

また、人権に関するさまざまな情報、支援機関・団体に関する情報を県内外から収集し、発信していくとともに、県「人権啓発センターさが」や法務局・労働局などの関係機関・団体とのつながりをつくることで、県民が相談できる人権ネットワークづくりに取り組んでいます。



(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり

■ エリア研究会活動の充実

本会では、各同研を中心にエリア研究会活動を組織してきました。このエリア研究会は、地域の社会教育・学校教育関係者だけでなく、地域のさまざまな立場の方々にも参加してもらって、研究大会分科会への地域からの実践報告をサポートしたり、地域住民や児童生徒に対する支援や地域の問題を解決するために連携・協働して取り組んだりすることをめざしています。地域レベルのネットワークとチームワークを構築することができれば、より迅速にさまざまなニーズに対応することができます。そのために、今後も継続してエリア研究会の充実をめざしていきます。

■ 研究大会「第5分科会」「展示と交流」を通じたつながりづくり

研究大会第5分科会では、県内の各地域の人権に関わる機関・団体・事業所の実践を報告していただき、人権ネットワークづくりを推進しています。また、研究大会分科会が、県内最大の実践交流の場であることを活かし、開催地域の福祉作業所や市民団体の活動アピールの場として提供する「展示と交流」の取組を実施してきました。2023年度も、これらの取組を継続し、地域のネットワークとチームワークづくりに寄与していきたいと考えます。



Ⅲ おわりに

～ 佐同教第 4 次改革プランの具体化に向けて ～

2023 年に県の「新条例」が制定され、そのことに伴って佐同教が果たすべき責任と役割はますます大きいものになってきています。佐同教は、2022 年度の総会研修会において、「佐同教第 4 次改革プラン」を提起しました。「新条例」を具現化するためには、その土台となる「人権教育・啓発・まちづくり」の推進が不可欠です。これまでの佐同教の研究活動をさらに充実・進化させていくとともに、第 4 次改革プランに示した「人材育成」と人権ネットワークづくりのための「関係機関との連携強化」の推進を実現しなければなりません。2023 年度からは、「佐同教第 4 次改革プラン」を本格的に取り組むために、県および各市町との協議をすすめていきたいと考えます。

また、2023 年度の研究大会分科会は、小城市・多久市において開催する予定です。この「研究のビジョン 2023」に示した課題をふまえて、充実した大会にしていくことをめざします。2025 年には、九州地区人権・同和教育夏期講座を本県で開催します。このことを見据え、本県の人権教育・啓発・まちづくりを充実・発展させ、県内外に発信してきましょう。